

平成29年度 保育料 1号認定

区分		国階層	市階層	第1子	第2子	第3子以降
生活保護法による被保護世帯		1	A	0	0	0
市民税の区分	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税含む)	2	B	3,000	0	0
	市民税所得割 77,100円以下	3	C1	11,500	5,750	0
	77,101円以上 211,200円以下	4	D1	16,000	16,000	14,000
					8,000	7,000
	211,201円以上	5	D2	21,000	21,000	19,000
10,500					9,500	

- * 子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園の保育料は、従来どおり各園が定めます。
- * 保育料とは別に、各園が定める費用（給食費や通園バス代等）がかかる場合があります。
- * 保育料の設定にあたっては、入園料を含んで積算しています。
- * 平成29年4月～8月は平成28年度の市民税額から、平成29年9月～平成30年3月は平成29年度の市民税額から算定されます。
- * 階層区分決定の基礎となる市民税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などの税額控除を適用する前の額となります。
- * D1とD2階層の第2子及び第3子以降は、小学校3年生以下の児童から数えて、1人目の児童は上段の額、2人目の児童は下段（網掛け部分）の額、3人目以降の児童は0円となります。

平成29年度 保育料 1号認定【ひとり親家庭、障害児(者)と同居世帯】

区 分		国階層	市階層	第1子	第2子	第3子以降
生活保護法による被保護世帯		1	A	0	0	0
市 民 税 の 区 分	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税含む)	2	B	0	0	0
	市民税所得割 77,100円以下	3	C1	3,000	0	0
	77,101円以上 211,200円以下	4	D1	16,000	16,000	14,000
					8,000	7,000
	211,201円以上	5	D2	21,000	21,000	19,000
10,500					9,500	

* 子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園の保育料は、従来どおり各園が定めます。

* 保育料とは別に、各園が定める費用(給食費や通園バス代等)がかかる場合があります。

* 保育料の設定にあたっては、入園料を含んで積算しています。

* 平成29年4月～8月は平成29年度の市民税額から、平成29年9月～平成30年3月は平成29年度の市民税額から算定されます。

* 階層区分決定の基礎となる市民税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などの税額控除を適用する前の額となります。

* D1とD2階層の第2子及び第3子以降は、小学校3年生以下の児童から数えて、1人目の児童は上段の額、2人目の児童は下段(網掛け部分)の額、3人目以降の児童は0円となります。